

許可営業32業種とその定義および対象

業種	定義および対象*	業種	定義および対象*
飲食店営業	食品を調理する営業又は設備を設けて客に飲食させる営業。その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提としており、旧喫茶店営業も含まれる。	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とした食品の製造を行う営業に加えこれらを使用したそうざいについても営業を可とする（蒲鉾、ちくわ、魚の煮物、揚げ物等）。ただし、ワカメなどの海藻は対象外。また、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く。
調理機能を有する自動販売機による営業	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（食品衛生上のリスクを回避するための装置や機能を有している機種は除く）。洗浄装置無コップ式自動販売機、調理うどんの自動販売機、調理機能有コップ式自動販売機（屋外）。	冰雪製造業	氷を製造する営業。
食肉販売業（包装食肉除く）	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業。	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを収集し、加工する営業（小分けを含む。）。
魚介類販売業（包装魚介類除く）	店舗を設け、鮮魚介類（鯨肉含む）を小売販売する営業。魚介類を生きたまま販売する営業を除く。	食用油脂製造業	サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業。マーガリン又はショートニングを製造する営業を含む。
魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売りの方法等で販売する営業（いわゆる仲卸を除く）。	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業。粉末みそ、みそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等も本号の許可で可とする。
集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業（豆乳は、清涼飲料水製造業）。	酒類製造業	酒の仕入れから搾りまでを行う営業。小分け行為も含む。
乳処理業	生乳を処理し、もしくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業又は生乳を処理し、もしくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）もしくは清涼飲料水の製造をする営業。	豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業（生揚げ、がんもどき、おからドーナツ等）。
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取および処理を一貫して行う営業。	納豆製造業	糸引納豆、塩辛納豆などを製造する営業。
食肉処理業	食用の目的で鶏、うさぎ等をと殺もしくは解体する営業または解体された鳥類の肉、内臓等を分割、細切りする営業。と畜場又は食鳥処理場とと畜解体した鳥獣の肉等を分割、細切りする営業もこの対象とされる。	麺類製造業	生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等を製造する営業。
食品の放射線照射業	放射線を照射する営業。現在、ばれいしょの発芽防止加工のみ認可。	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（佃煮を含む。）、焼物、揚げ物、蒸し物、酢の物又は和え物を製造する営業及びこれらを米飯やパンと組み合わせた食品を製造する営業。食肉製品や水産製品、豆腐の製造や複合型そうざい、冷凍食品に付随したそうざい製造を行う場合には、不要。
菓子製造業	ケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子と認識されているもの、又はチューインガムを製造する営業。パン類製造業、あん類製造業を含む。焼きいも、干し果実等農水産物の簡易な加工を行う営業及びジャム、クリーム等主として副食として使用するものは対象外。	複合型そうざい製造業	HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。そうざい製造業に併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業。
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業。	冷凍食品製造業	そうざい製造業にかかる食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業。ただし、次号に該当するものを除く。
乳製品製造業	粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業。	複合型冷凍食品製造業	HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。前号に規定する営業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業。
清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業。	漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業。
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する営業に加え、これらと併せて食肉又は食肉製品を使用したそうざい（牛肉コロッケ、肉ギョウザ等）の製造も可とする。	密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温保存が可能なものを製造する営業（前各号に該当するものを除く。）。食酢及びはちみつは対象外。
		食品の小分け業	専ら菓子製造業、乳製品製造業（固形物）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。
		添加物製造業	法第13条第1項で規格が定められた添加物を製造する営業。小分け行為も対象。

* 食品衛生法施行令第35条、および「早わかり食品衛生法（公社）日本食品衛生協会」の「許可営業の種類」から抜粋作成しました。